



産指第1495号
平成19年11月30日

大阪府環境審議会
会長 南 努 様

大阪府知事 太田 房江



廃自動車認定が困難な場合の処分期間の短縮について（諮問）

標記について、別紙のとおり、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例（以下「条例」という。）は、放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図ることを目的に、平成15年12月19日の貴審議会の答申を踏まえ、平成16年3月30日に制定され、平成16年7月22日に施行されています。

条例では、自主撤去を促進させるために、所有者等を究明するための調査や所有者等への勧告や命令などが規定されているとともに、行政による処分を迅速に行えるようにするため、所有者等が不明で、廃自動車認定ができる場合には、警告書の貼付日から14日経過後に処分できることが規定されています。

また、所有者等が不明であっても、廃自動車認定ができない場合には、公示から6箇月経過後に処分できることが規定されています。

この6箇月間の経過期間は、道路法や遺失物法及び民法を参考に設定されましたが、参考としていた遺失物法が平成18年6月15日に改正され、6箇月の経過期間が3箇月に短縮された改正法が平成19年12月10日に施行されます。

また、民法においても、6箇月間の経過期間が3箇月間に短縮されています。

大阪府としては、放置自動車のより迅速な処理を行うため、遺失物法及び民法における改正を参考にして、条例第八条の6箇月間の経過期間を3箇月間に短縮することについて、貴審議会の意見を求めるものです。

(別紙)

廃自動車認定が困難な場合の処分期間の短縮について

大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例第八条に規定されている所有者等が判明しない場合において、廃自動車と認定することが困難なときの処分期間について、公示の日からの経過期間を「六月」から「三月」に短縮する。

《参考》

大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例 【現行】 (抜粋)

(処分)

- 第八条 知事は、前条第一項の規定により放置自動車を廃自動車と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。
- 2 知事は、第四条第一項及び第二項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、前条第一項の規定により当該放置自動車を廃自動車と認定することが困難なときは、当該放置自動車に係る次の各号に掲げる事項を公示するものとする。
- 一 第四条第一項の規定による警告書のはり付けの日
 - 二 放置されている場所（第五条第一項の規定により知事が保管している場合にあつては、放置されていた場所及び保管している場所）
 - 三 車名、塗色、種別及び道路運送車両法第九条に規定する自動車登録番号又は同法第六十条第一項に規定する車両番号のうち判明しているもの
 - 四 公示の日以後の取扱い
 - 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 知事は、前項の規定による公示の日から六月を経過した日以後に当該放置自動車の処分を行うことができる。

